

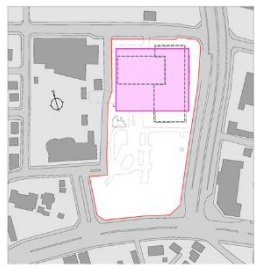
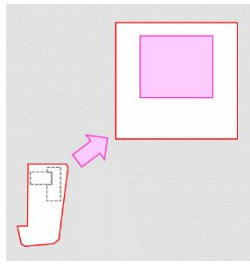
新庁舎配置場所に関する比較検証

D 案（建て替え案）の場合、新庁舎の配置場所により事業費等が変わります。新庁舎を現本庁舎位置に建てる場合、本庁舎敷地内の南側に建てる場合、本庁舎敷地外に建てる場合を想定し、課題の整理を行います。

本庁舎敷地内に新設する場合、現本庁舎位置と敷地内南側では仮庁舎の有無が大きな違いとなり、工事中の課題及び整備費用に関して敷地内南側に配置する場合の優位性が確認できます。本庁舎敷地外に新設する場合には、土地取得に関する手続きの発生など対応すべき課題が多くあります。

また、A・B・C 案については仮庁舎の建設、B・C 案については新施設の建設が必要であるため、D 案と同様に配置場所の検討が必要になります。

新庁舎配置場所に関する比較検証

	本庁舎敷地内		本庁舎敷地外 (市有地・民有地)
	現本庁舎位置	敷地内南側	
イメージ			
他公共施設との連携	現状と同様に中央図書館や生涯学習交流センターなどの近接する公共施設との連携が可能		現本庁舎周辺の公共施設から離れるため、物理的な連携は取りづらくなる
庁舎の認知度	庁舎の場所が変わらないため、利用者の認知度は変わらない		庁舎の場所が変わるため、利用者に認知されるには時間を要する
土地の取得	市有地のため、土地取得に関する手続きは発生しない		新庁舎の適地を選定する必要がある 適地が市有地でない場合、土地取得に関する手続き及び費用が発生する
施設計画	人や車の動線、景観などは現状と同等となる	動線計画や周囲からの景観などが現状より変更されるため、計画には配慮が必要	決定した敷地に適合した計画が必要となる
工事中の課題	現本庁舎を解体しないと新庁舎工事に着工できないため、行政機能の一時移転先（仮庁舎など）が必要となる	現本庁舎を使いながらの工事が可能となる 工事期間中、駐車場が不足するため、別途確保が必要。また、駐車場埋設構造物の移設が必要となる	現本庁舎に影響を与えることなく新庁舎工事を進めることができる
整備費用	建て替えの際、仮庁舎等が必要となるため、敷地内の南側に新設する場合より、整備費用が高くなる傾向がある	仮庁舎を必要としない建て替えが可能であるため、整備費用を抑えることが可能	仮庁舎を必要としない建て替えが可能であるが、土地取得に費用がかかる場合、他の案より多額の費用が発生する可能性がある